

令和6(2024)年度仕事と子育て応援シンポジウム開催業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する令和6(2024)年度仕事と子育て応援シンポジウム開催業務を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 目的

本業務は、企業において男女ともに仕事と子育ての両立を図ることができる環境を実現し、男性が育児や家事に参画できるよう、仕事と子育て応援シンポジウムの開催により、県内企業における仕事と子育ての両立（男性育児休業取得等）推進の普及・啓発、機運醸成を図ることを目的とする。

2 予定契約期間

契約締結日から令和7(2025)年1月31日（金）まで

3 シンポジウムの概要

(1) 開催日

令和6(2024)年11月22日（金）

※ シンポジウムの実施時間は午後の2時から3時間程度を想定している。

(2) 会場

栃木県総合文化センターサブホール（宇都宮市本町1-8・固定席284席）

(3) 内容（想定）

ア 基調講演（講師：1名想定）

主に企業における仕事と子育ての両立の推進に係る内容とし、男性育児休業（制度、必要性など）については必ず触れるものとする。

イ パネルディスカッション（想定パネリスト：講師・先進企業等 4名程度）

先進企業の事例等を踏まえ、パネリスト同士の意見交換や参加者からの質疑応答により、参加者がさらに理解を深めることができる内容とする。

ウ 講師・パネリスト等との交流、県や国等の制度のPRや個別相談ブースの設置

(4) 実施方法

対面とオンラインのハイブリッド方式（予定）

(5) 対象者

県内企業関係者（経営者、人事労務担当者、従業員等）等（会場参加者200名程度想定）

(6) 他事業との連携

本事業は、11月23日（土・祝）開催予定の県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課主催「とも家事の日」イベントと一体的に開催するため、開催に当たっては、人権男女共同参画課及び当

該イベント受託者と連携して実施する。

4 委託業務の内容

シンポジウム開催の目的と概要を十分に理解した上で、企画提案において提案した企画に基づき、円滑な開催に向けた全体実施計画、計画に基づく進捗管理及び全体をとりまとめる運営管理等を行うとともに、次に掲げる業務を実施すること。

なお、受託者は県等と綿密に連絡調整の上業務を遂行するとともに、業務遂行にあたり支障が出ないように十分な人員を配置すること。

(1) 周知広報方法の検討・実施

・広報及び参加者募集について、効果的な周知広報手段を提案し、実施すること。

※ 広報物（告知チラシ）の作成については、県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課主催「とも家事の日」のイベントと同一のものを使用するため、見積額に含めることを要しない。

(2) 参加者の応募受付

・受注者は、インターネット・電話・FAX等で幅広く応募受付を行うとともに、参加申込者名簿を作成し、県に報告すること。

(3) シンポジウムの設営・運営

ア シンポジウム運営マニュアル、会場レイアウトの作成

イ シンポジウム運営（準備、司会、受付、誘導、片付け）等の人員手配

ウ 会場の準備・運営・撤収及び会場経費の支払い

※ シンポジウム当日における総合文化センターサブホールの午前・午後の枠（9時～17時）は、県が手配済みのため、見積りにあたっては、総合文化センター利用料金表に基づく上記区分の基本利用料のほか、提案内容に必要であると見込む付属設備・器具利用料や楽屋料金等を含めること。

参考）総合文化センターサブホール使用料（R6.4.1改定料金表）

33,680円（備考：平日・入場料なし／午前（準備）午後（本番））

その他詳細は、総合文化センターHP（<https://www.sobun-tochigi.jp/>）参照

エ 当日配布資料（プログラム等）の作成

オ リアルタイムでのオンライン配信に係る準備・撮影・配信等

カ アーカイブ配信用動画の撮影・編集・納品

キ 出演交渉・連絡調整及び出演者関連経費の支払い

※ シンポジウムに係る出演者（講師、パネリスト、司会者）の人選は、企画提案に基づき、県と受託者が協議の上、決定する。基調講演及びパネルディスカッションは、後日アーカイブ配信を行う予定のため、配信に関する権利関係の調整も併せて実施すること。

ク 参加者アンケート作成・集計・結果報告

※ 項目については県及び受託者間で協議すること。

5 事業運営状況に係る県への提出書類

- (1) 受託者は、委託業務を完了したときは、下記の成果物を、委託事業が完了した日から起算して20日以内に提出すること。
 - ア 「実績報告書」（任意様式・記録画像を掲載・制作物や当日資料を添付）
紙媒体及び電子ファイルを保存したメディア（CD-R等） 各2部
 - イ 当日の写真及びアーカイブ配信用動画を保存したメディア（CD-R等） 2部
- (2) 受託者は、委託料を請求する際は、請求書を提出すること。
- (3) その他、県が必要と認める書類がある場合には、その都度、求めに応じて提出すること。

6 委託料の支払

委託料の支払は、事業完了検査後の精算払とする。

7 その他の事項

- (1) 受託者は、事業実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 事業の成果は委託元の県に帰属する。また、本事業の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。
- (3) 事業の実施に当たっては、本仕様書の範囲内において県と受託者が協議を重ねながら実施すること。また、本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合は、県と受託者が協議の上、仕様を変更することを可能とする。
- (4) 受託者は、本事業の他に他機関から類似事業を受託している場合には、事業内容が重複しないよう配慮すること。
- (5) 受託者は、書面により県の承認を得たときを除き、委託事業の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。
- (6) 受託者は、参加者及び参加企業等（その従業員を含む。）に関する情報については、細心の注意をもって取り扱い、第三者に漏らしてはならない。業務上知り得た秘密を漏らし、又は委託業務以外に利用することはできないものとする。委託事業終了後もまた同様とする。
- (7) 受託者は、委託業務を実施するに当たって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に伴い生じた経費を負担するものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認め指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (9) 本事業は、国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、次のことについて留意する。
 - ア 機器・器具等の調達に要する経費
必要となる機械・器具等（消耗品を除く。）については、リースやレンタルで対応すること。

イ 関係書類の整備

本事業は、会計検査院による実地検査の対象となるため、関係書類は事業終了日の属する年度の終了後5年間保存すること。また、会計検査院による実地検査が行われる際は、県の求めに応じ、関係書類の提出等を行うこと。

- (10) 災害や感染症等の発生状況により、「4 委託業務の内容」の実施が困難になった場合は、県と協議の上、実施内容等の見直しを行い、同等の対応をすることとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された

資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。